

筑北村・新村建設計画 新旧対照表

旧	新
<p>表紙</p> <p>平成 17 年 3 月 本城村・坂北村・坂井村合併協議会</p> <p>平成 28 年 3 月変更 筑北村</p>	<p>表紙</p> <p>平成 17 年 3 月 本城村・坂北村・坂井村合併協議会</p> <p>平成 28 年 3 月変更 筑北村</p> <p><u>令和元年 6 月変更 筑北村</u></p>
<p>P5</p> <p>1.2 筑北村建設計画の策定方針</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>本計画は、平成 17 年度から平成 32 年度までとします。</p>	<p>P5</p> <p>1.2 筑北村建設計画の策定方針</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>本計画は、平成 17 年度から<u>令和 7 年度</u>までとします。</p>
<p>P26</p> <p>4.2 主要施策</p> <p>★基本方針 1: 地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり</p> <p>①子育て支援体制の充実</p> <p>(中略)</p> <p>○ 子育てや子どもの健康・教育に関する不安などに対処するため、子育て意識の啓発、相談・支援体制の充実を地域社会の連携と支え合いの中で進めます。</p> <p>(中略)</p> <p>③高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充実</p> <p>○ 高齢者や障害者が地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、介護サービス等支援体制の整備・充実を図ります。</p>	<p>P26</p> <p>4.2 主要施策</p> <p>★基本方針 1: 地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり</p> <p>①子育て支援体制の充実</p> <p>(中略)</p> <p>○ 子育てや子どもの健康・教育に関する不安などに対処するため、<u>妊娠前から子育て期までの切れ目のない</u>相談・支援体制の充実を地域社会の連携と支え合いの中で進めます。</p> <p>(中略)</p> <p>③高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充実</p> <p>○ 高齢者や障害者が<u>住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、医療機関や介護事業所等の関係機関と地域住民など多様な主体が連携し、地域包括ケアシステムを構築</u>します。</p>

主要施策	主要事業の概要
①子育て支援体制の充実	子育て支援サービスの充実
	次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援計画」の推進
	福祉・医療など、子育て支援助成施策の充実
	子育て支援等の施設の整備
	保育園施設の整備
	子育て支援拠点施設の充実
	子どもたちの健全育成
	発育・健康・栄養相談体制の充実
	遊びを通じての交流の推進
地域ボランティアの育成強化	
②保健・福祉・医療体制の充実	保健・福祉・医療施設の整備・充実・相互連携
	保健・母子センターの整備
	住民のニーズにそった専門医招致事業等の展開
	健康管理体制の整備
	各種健康診査の充実
	生涯を通じた健康づくりの推進
	生涯を通じ支えあう地域福祉体制整備
	地域福祉計画の策定
	総合健康指導体制の充実
③高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充実	高齢者福祉施設の整備
	地域との協働による小規模ケア施設の整備
	共同居宅施設の整備
	高齢者の生活支援
	社会福祉協議会との連携による、高齢者の生活支援の充実
	生活の基礎となる住宅改修等の支援
	心身障害者施設の整備
	授産施設の整備
	地域復帰を目指したグループホーム施設 ^{※1)} の整備
	障害者生活の支援
	日常生活支援事業の展開
	障害児保育の充実
	支援費制度を基にした事業の推進
	母子、寡婦、父子家庭の支援
	日常生活支援事業の展開
④健康づくりの促進	地域資源活用による健康づくりの促進
	温泉利用による運動・導
	自然を利用した癒しの空間づくり
	健康教育・相談事業 充実
	生活習慣病 ^{※2)} 予防の充実
	食と運動を組み合わせた健康教育の充実

主要施策	主要事業の概要
①子育て支援体制の充実	子育て支援サービスの充実
	次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援計画」の推進
	福祉・医療など、子育て支援助成施策の充実
	子育て支援等の施設の整備
	保育園施設の整備
	子育て世代包括支援センター等 子育て支援拠点施設 充実
	子どもたちの健全育成
	発育・健康・栄養相談体制の充実
	遊びを通じての交流の推進
地域ボランティアの育成強化	
②保健・福祉・医療体制の充実	保健・福祉・医療施設の整備・充実・相互連携
	保健・母子センターの整備
	住民のニーズにそった専門医招致事業等の展開
	健康管理体制の整備
	各種健康診査の充実
	生涯を通じた健康づくりの推進
	生涯を通じ支えあう地域福祉体制整備
	地域福祉計画の策定
	総合健康指導体制の充実
③高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充	高齢者福祉施設の整備
	地域との協働による小規 ヌア施設の整備
	共同居宅施設の整備
	高齢者の生活支援
	社会福祉協議会との連携による、高齢者の生活支援の充実
	生活の基礎となる住宅改修等の支援
	協議体による生活支援体制の構築
	心身障害者施設の整備
	授産施設の整備
	地域復帰を目指したグループホーム施設 ^{※1)} の整備
	障害者生活の支援
	日常生活支援事業の展開
	障害児保育の充実
	支援費制度を基にした事業の推進
	母子、寡婦、父子家 の支援
日常生活支援事業の展開	
④健康づくりの促進	地域資源活用による健康づくりの促進
	温泉利用による運動指導
	自然を利用した癒しの空間づくり
	健康教育・相談事業の充実
	生活習慣病 ^{※2)} 予防の充実
	食と運動を組み合わせた健康教育の充実

旧	新
<p>P29</p> <p>★基本方針2: 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したむらづくり</p> <p>①公共交通の利便性の向上</p> <p>○ 駅へのアクセスの改善など、公共交通利用の快適性向上を図ります。</p> <p>○ 循環バスなどコミュニティ交通システム注1)の運行促進や広域性の確保、利便性の向上を図ります。</p> <p>②生活基盤の充実と快適な居住空間の創出 (中略)</p> <p>○ 新村内の交流や周辺地域との連携強化に資するため、国道・県道等の主要道路の整備の促進を近隣市町村と連携し国、県等関係機関に働きかけます。 (中略)</p> <p>○ 新村の各生活拠点地域においては生活道路や簡易水道及び下水道注2)の整備により快適な住環境の整備を進めます。</p> <p>○ 過疎化や、少子高齢化に歯止めをかけるため、公営住宅整備により定住化の促進を図ります。 (中略)</p> <p>○ 災害に強いむらづくりを進めるため防災情報システムの充実を図るとともに、防災意識の高揚、防災訓練の実施等により住民自らによる防災活動を支援・育成します。</p>	<p>P29</p> <p>★基本方針2: 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したむらづくり</p> <p>①公共交通の利便性の向上</p> <p>○ <u>村内公共施設や駅へのアクセスの改善</u>など、公共交通利用の快適性向上を図ります。</p> <p>○ <u>デマンド型乗合バス注1)</u>など、本村に<u>適した新しい公共交通システムの確立を促進するとともに運行エリアの広域性の確保、利便性の向上を図ります。</u></p> <p>②生活基盤の充実と快適な居住空間の創出 (中略)</p> <p>○ <u>人々の交流や周辺地域との連携強化</u>に資するため、国道・県道等の主要道路の整備の促進を近隣市町村と連携し国、県等関係機関に働きかけます。 (中略)</p> <p>○ 生活拠点地域においては生活道路や簡易水道及び下水道注2)の整備により快適な住環境の<u>保全に努めます。</u></p> <p>○ <u>過疎化や、少子高齢化を鈍化させるため、公営住宅整備により定住化の促進を図ります。</u> (中略)</p> <p>○ 災害に強いむらづくりを進めるため防災情報システムの充実を図るとともに、<u>防災意識の高揚、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。</u></p>
<p>P29 脚注</p> <p>注1) 電車やバスなど、利用者が減少し、運営が厳しく、利便性の向上が困難な民間の交通事業者に代わって、住民と行政が主体となった新たな経営形態により、地域の交通ニーズを取り込んで、よりきめ細かなサービスを</p>	<p>P29 脚注</p> <p>注1) <u>デマンド型乗合バスとは、日本でのデマンド型交通方式のバスの呼称。オンデマンドバス (On-Demand Bus) ともいい、利用者の要求 (予約) に対応して運行する形態のバスであり、予約状況により乗合になるケース</u></p>

行う公共交通機関を補完する新しい交通システム。コミュニティバスなど。	<u>もある。</u>
P30 ④情報基盤の充実 ○ 情報通信網の整備、情報通信拠点の整備を近隣市町村と連携し進め、地域情報化を進めます。	P30 ④情報基盤の充実 ○ <u>高速情報通信網の整備、超高精細度テレビ放送への対応を進めます。</u>

旧	P30～P31	
	主要施策	主要事業の概要
	①公共交通の 利便性向上	JR 篠ノ井線複線化の促進
		コミュニティ交通運行事業の促進
		地域をつなぐバス路線の検討
	②生活基盤の 充実と快適 な居住空間 の創出	新村の土地利用計画の策定
		土地利用計画の策定
		地籍調査の推進
		新矢越トンネル建設の促進
		一般国道 403 号、県道等主要道路の整備
		周辺地域との連絡道路の整備促進
		地域をつなぐ国道、県道の整備促進
		駅周辺の整備
		各地域の玄関口としての景観の整備
		生活道路の整備
		地域の交流を促す道路の整備
		適切な維持補修
		公共公益施設バリアフリー化の推進
		誰にもやさしい公共施設の整備
		住民の意見を取り入れた施設整備の推進
		簡易水道施設の整備
		簡易水道事業の適切な運営
		水道管理システムの検討
		下水道施設の整備
		下水道事業の適切な運営
		下水道へのつなぎ込み、合併浄化槽の設置の推進
	公営住宅の整備	
	公営住宅の計画的な整備及び改良	
	分譲宅地の販売推進	
	空き家等の活用の研究	
防犯・交通安全対策の推進		
地域での防犯と交通安全対策の推進		
交通安全施設の整備		
防災体制の構築、防災施設の整備		
地域防災計画の策定		

		防災無線施設の統合
		消防署及び防団との連携の強化
		消防・防災設備の整備
	消費者の自立の支援	
		消費者被害防止のための教育の推進
		広報・啓発事業の充実
	主要施策	主要事業の概要
③住民と行政の協働によるゴミ処理対策	ゴミの分別収集、リサイクル活動の推進	ゴミの分別及び減量化の推進
		リサイクル運動の推進
		廃棄物処理施設の整備
	穂高広域行政施設組合との連携強化	
④情報基盤の充実	地域情報化の推進	
	高速インターネット環境の整備	
	IT ^{注1} 講習会やパソコン教室の開催	
	行政の情報推進	
	地域ネットワークによる行政広報の充実	
	個人情報保護の強化	
	申請届出電子化の推進	
	施設予約システムの構築	

新	P30～P31	
	主要施策	主要事業の概要
①公共交通の利便性向上	JR篠ノ井線複線化の促進	デマンド型バス運行等公共交通システムの構築
		地域をつなぐバス路線及び運行方法の検討
②生活基盤の充実と快適な居住空間の創出	新村の土地利用計画の策定	
	土地利用計画の策定	
	地籍調査の推進	
	新矢越トンネル建設の促進	
	スマートIC整備の促進	
	一般国道403号、県道等主要道路の整備	
	周辺地域との連絡道路の整備促進	
	地域をつなぐ国道、県道の整備促進	
	駅周辺の整備	
	各地域の玄関口としての景観の整備	
	生活道路の整備	
	地域の交流を促す道路の整備	
	適切な維持補修	
	公共公益施設バリアフリー化の推進	
誰にもやさしい公共施設の整備		
住民の意見を取り入れた施設整備の推進		
簡易水道施設の整備		

		簡易水道事業の適切な運営
		水道管理システムの検討
		水道台帳システムの運用と更新
		老朽施設の計画的更新整備
	下水道施設の整備	
		下水道事業の適切な運営
		下水道へのつなぎ込み、合併浄化槽の設置の推進
	公営住宅の整備	
		公営住宅の計画的な整備及び改良
		分譲宅地の販売推進
		空き家等の活用の研究
	防犯・交通安全対策の推進	
		地域での防犯と交通安全対策の推進
		交通安全施設の整備
	防災体制の構築、防災施設の整備	
		地域防災計画の策定
		防災無線施設の統合
		消防署及び消防団との連携の強化
		消防・防災設備の整備
		防災ラジオの整備
		自主防災組織の活動支援
		防災公園・防災広場の整備
	消費者の自立の支援	
		消費者被害防止のための教育の推進
		広報・啓発事業の充実

主要施策	主要事業の概要
③住民と行政の協働によるゴミ処理対策	ゴミの分別収集、リサイクル活動の推進
	ゴミの分別及び減量化の推進
	リサイクル運動の推進
	廃棄物処理施設の整備
	穂高広域行政施設組合との連携強化
④情報基盤の充実	地域情報化の推進
	高速インターネット環境の整備
	IT ^{注1)} 講習会やパソコン教室の開催
	超高精細度テレビ放送への対応
	行政の情報化推進
	地域ネットワークによる行政広報の充実
	個人情報保護の強化
	申請届出電子化の推進
施設予約システムの構築	

旧	新
<p>P37</p> <p>★基本方針5：歴史と文化を継承し、新たな文化を創造するむらづくり</p> <p>②学校教育・障害児教育の充実 (中略)</p> <p>○ 障害を抱えていても、その能力や可能性を十分に伸ばし、自立して社会参加ができるような教育環境の整備に努めます。</p>	<p>P37</p> <p>★基本方針5：歴史と文化を継承し、新たな文化を創造するむらづくり</p> <p>②学校教育・障害児教育の充実 (中略)</p> <p>○ 障害を抱えていても、<u>積極的に社会参加や貢献できる共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進め、その能力や可能性を十分に伸ばすことができる</u>ような教育環境の整備に努めます。</p>

旧	P39	
主要施策	主要事業の概要	
①歴史・文化の継承と創造	歴史的史料・文化的資源の保存・活用	
	国、県及び村指定の文化財保護	
	資料館等の展示品の充実及び統合の検討	
	村誌の編纂	
	芸術・文化活動の支援	
	芸術鑑賞会や文化祭の開催	
	文化団体の育成強化の支援	
	住民の作品の常設展示場の設置	
	②学校教育・障害児教育の充実	学校教育環境の整備
		小・中学校の施設の整備、充実及び統合の検討
I T社会に対応した機器の整備		
豊かな人間性を育む教育の推進		
福祉活動やボランティア活動の実践		
地域の特色を生かした体験学習の充実		
自主的・創造的教育環境づくりの推進		
地域の人や素材の活用事業の推進		
体験活動、交流事業の拡充		
障害児の就学支援		
障害児の学校等への受け入れ態勢の整備		
③人権尊重社会の推進	幼児教育の充実	
	家庭、保育園、地域での学習機会の充実及び連携の強化	
	青少年健全育成活動の推進	
	地域の連携による青少年の育成	
③人権尊重社会の推進	人権教育の推進	
	社会教育における人権教育の推進	
	小・中学校における人権教育への協力	
	男女共同参画社会の推進	

		男女共同参画基本計画の策定
④生涯学習体制の充実	学習機会の充実と指導者の育成	各種学級の充実
		住民ニーズにそった学級の開催
		学級参加者等からの指導者の育成
		社会教育施設等の整備
	生涯学習の充実	公民館等の施設・設備・機能の充実
		生涯学習基本構想の早期策定
		生涯学習拠点施設の整備
		図書情報システムの活用
	学校施設の活用	公民館報等による情報の提供
		学校施設開放の推進
		スポーツ活動の充実、指導者の育成
		スポーツ教室の充実
	⑤スポーツ活動の振興	スポーツ指導委員等の指導者育成及び研修機会の充実
スポーツ・レクリエーション施設の管理		
社会体育施設の計画的な改修、整備		社会体育施設の計画的な改修、整備
		スポーツ団体の育成、支援
体育協会との連携		体育協会との連携
		地域スポーツ団体の育成及び支援

新	P39		
	主要施策	主要事業の概要	
①歴史・文化の継承と創造	歴史的史料・文化的資源の保存・活用	国、県及び村指定の文化財保護	
		資料館等の展示品の充実及び統合の検討	
		村誌の編纂	
	芸術・文化活動の支援	芸術鑑賞会や文化祭の開催	
		文化団体の育成強化の支援	
		住民の作品の常設展示場の設置	
		学校教育環境の整備	
	②学校教育・障害児教育の充実	小・中学校の施設の整備、充実及び統合の検討	小・中学校の施設の整備、充実及び統合の検討
			I T社会に対応した機器の整備
			豊かな人間性を育む教育の推進
福祉活動やボランティア活動の実践		福祉活動やボランティア活動の実践	
		地域の特色を生かした体験学習の充実	
自主的・創造的教育環境づくりの推進		地域の人や素材の活用事業の推進	
		体験活動、交流事業の拡充	
		障害児の就学支援	
障害児の学校等への受け入れ態勢の整備		障害児の学校等への受け入れ態勢の整備	
		幼児教育の充実	

		家庭、保育園、地域での学習機会の充実及び連携の強化 <u>自然を利用して行う自然型保育の充実</u> <u>英語に親しむ土台づくりの充実</u>
		青少年健全育成活動の推進 地域の連携による青少年の育成
	③人権尊重社会の推進	人権教育の推進 社会教育における人権教育の推進 小・中学校における人権教育への協力 男女共同参画社会の推進 男女共同参画基本計画の策定
	④生涯学習体制の充実	学習機会の充実と指導者の育成 各種学級の充実 住民ニーズにそった学級の開催 学級参加者等からの指導者の育成 社会教育施設等の整備 公民館等の施設・設備・機能の充実 生涯学習の充実 生涯学習基本構想の早期策定 生涯学習拠点施設の整備 図書情報システムの活用 公民館報等による情報の提供 学校施設の活用 学校施設開放の推進
	⑤スポーツ活動の振興	スポーツ活動の充実、指導者の育成 スポーツ教室の充実 体育指導委員等の指導者育成及び研修機会の充実 スポーツ・レクリエーション施設の管理 社会体育施設の計画的な改修、整備 スポーツ団体の育成、支援 体育協会との連携 地域スポーツ団体の育成及び支援

旧	新
P42 ★基本方針7: 明るく潤いのある社会を展望できる自立したむらづくり ①合理的、効果的な行財政運営 (中略)	P42 ★基本方針7: 明るく潤いのある社会を展望できる自立したむらづくり ①合理的、効果的な行財政運営 (中略) <u>○ 今後の人口動態や中長期的な地域づくりの視点に立って、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、公共施設等の適正管理に取り組みます。</u>

旧	P42	主要施策		主要事業の概要	
		①合理的、効果的な行財政運営	行財政改革の推進	行政改革の推進	
				民間経営手法の取り入れ	
				事務事業の見直しによる財政□営の効率化	
				組織・体制の整備	
			職員の定員適正化計画の策定		
			組織・体制の定期的な見直し		
			職員の資質向上		
			各種研修会の開催		
			人事交流による人材育成		
			行財政状況の公表		
			行財政状況の定期的な公表		

新	P42	主要施策		主要事業の概要	
		①合理的、効果的な行財政運営	行財政改革の推進	行政改革の推進	
				民間経営手法の取り入れ	
				事務事業の見直しによる財政運営の効率化	
				組織・体制の整備	
			職員の定員適正化計画の策定		
			組織・体制の定期的な見□し		
			職員の資質向上		
			各種研修会の開催		
			人事交流による人材育成		
			行財政状況の公表		
			行財政状況の定期的な公表		
			<u>公共施設等の適正管理</u>		
			<u>公共施設個別施設計画に基づく施設の廃止</u>		
			<u>公共施設個別施設計画に基づく施設の統合</u>		
			<u>公共施設個別施設計画に基づく施設の複合化</u>		
			<u>公共施設個別施設計画に基づく施設の用途変更</u>		
			<u>公共施設個別施設計画に基づく施設の長寿命化</u>		

旧	新
<p>P45</p> <p>6. 公共的施設の統合整備</p> <p>公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮するとともに、住民の意向を反映し、効率的な整備と運営の観点から進めます。</p> <p>整備にあたっては、新村の一体性の確保、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とするとともに、事業効果や効率性についても十分な検討を行い、既存の公共的施設の有効活用も含め、真に必要な施設の整備を図ります。</p> <p>新村の主たる事務所は坂北村役場とし、各役場に総合支所を置きます。ITなどを積極的に活用し、各総合支所間のネットワークの充実を図ることにより、住民サービスの向上に努めます。</p>	<p>P45</p> <p><u>6. 公共施設の適正な管理</u></p> <p><u>公共施設の適正な管理については、施設の劣化状況、利用状況及びコスト等を調査し評価を行うとともに、新村の一体性の確保、地域の特殊性やバランス、今後の人口動態、財政事情等を考慮し、中長期的視点に立ち、住民への周知を図りながら公共施設総合管理計画に基づく施設の分類ごとに個別施設計画を策定し、施設の統合、廃止、用途変更、複合化、長寿命化等を計画的に行い公共施設等の適正な管理を行います。</u></p> <p><u>また、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）による公民連携にも積極的に取り組んでいきます。</u></p>
<p>P47</p> <p>7. 財政計画</p> <p>7.1 前提条件の設定</p> <p>当初の財政計画は、合併後の平成18年度から平成27年度までの10年間について、歳入、歳出の費目毎に過去の実績値を基礎として、普通会計注1)ベースで作成しました。</p> <p>平成28年3月の変更にあたっては、平成18年度から平成26年度までについては決算額(地方財政状況調査数値)に置き換え、平成27年度以降については、基本的に当初計画の前提条件を踏襲して推計しています。</p>	<p>P47</p> <p>7. 財政計画</p> <p>7.1 前提条件の設定</p> <p>当初の財政計画は、合併後の平成18年度から平成27年度までの10年間について、歳入、歳出の費目毎に過去の実績値を基礎として、普通会計注1)ベースで作成しました。</p> <p>平成28年3月の変更にあたっては、平成18年度から平成26年度までについては決算額(地方財政状況調査数値)に置き換え、平成27年度以降については、基本的に当初計画の前提条件を踏襲して推計しました。</p> <p><u>令和元年の変更に当たっては、平成18年度から平成29年度までについては決算額(地方財政状況調査数値)に置き換え、平成30年度以降については、平成30年8月作成</u></p>

	の財政シミュレーションの数値を掲載しています。
<p>P47 脚注</p> <p>注3) 合併した市町村が、新しいまちづくりのために行う事業などの経費について、その財源として発行される地方債。合併した年度とこれに続く 15 年間発行できる。</p>	<p>P47 脚注</p> <p>注3) 合併した市町村が、新しいまちづくりのために行う事業などの経費について、その財源として発行される地方債。合併した年度とこれに続く <u>20 年間</u>発行できる。</p>
<p>P48</p> <p>(2) 歳出</p> <p>6) 公債費注5)</p> <p>公債費については、平成 27 年度末までの地方債に係る償還予定額に、平成 28 年度以降の新村における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。</p>	<p>P48</p> <p>(2) 歳出</p> <p>6) 公債費注5)</p> <p>公債費については、<u>平成 29 年度</u>末までの地方債に係る償還予定額に、<u>平成 30 年度</u>以降の新村における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。</p>

旧 P49

7.2 歳入歳出の見通し

財政計画

〈歳入〉

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
地 方 税	398	458	453	448	412	422	421	413
地方交付税	2,615	2,565	2,626	2,665	2,826	2,674	2,583	2,623
地方譲与税等	224	163	152	140	140	133	119	118
国県支出金	370	605	797	1,115	787	784	420	476
地 方 債	459	512	363	411	602	436	442	283
繰 入 金	356	206	231	111	156	112	292	31
使用料・手数料	104	98	107	121	119	122	126	122
諸収入・その他	514	470	388	278	287	273	243	279
歳 入 合 計	5,040	5,077	5,117	5,289	5,329	4,956	4,646	4,345

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地 方 税	408	405	394	392	382	381	379
地方交付税	2,579	2,568	2,414	2,320	2,227	2,133	2,039
地方譲与税等	117	114	105	104	104	103	103
国県支出金	585	623	745	470	468	429	413
地 方 債	506	812	712	491	618	603	528
繰 入 金	15	12	41	40	40	87	212
使用料・手数料	112	110	109	108	107	106	105
諸収入・その他	293	362	139	140	140	139	141
歳 入 合 計	4,615	5,006	4,659	4,065	4,086	3,981	3,920

新

P49

7.2 歳入歳出の見通し

財政計画

〈歳入〉

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方税	398	458	453	448	412	422	421	413
地方交付税	2,615	2,565	2,626	2,665	2,826	2,674	2,583	2,623
地方譲与税等	224	163	152	140	140	133	119	118
国県支出金	370	605	797	1,115	787	784	420	476
地方債	459	512	363	411	602	436	442	283
繰入金	356	206	231	111	156	112	292	31
使用料・手数料	104	98	107	121	119	122	126	122
諸収入・その他	514	470	388	278	287	273	243	279
歳入合計	5,040	5,077	5,117	5,289	5,329	4,956	4,646	4,345

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方税	408	<u>396</u>	<u>399</u>	<u>398</u>	<u>396</u>	<u>394</u>	<u>391</u>	<u>384</u>
地方交付税	2,579	<u>2,611</u>	<u>2,512</u>	<u>2,407</u>	<u>2,352</u>	<u>2,267</u>	<u>2,228</u>	<u>2,075</u>
地方譲与税等	117	<u>161</u>	<u>147</u>	<u>153</u>	<u>154</u>	<u>154</u>	<u>171</u>	<u>171</u>
国県支出金	585	<u>596</u>	<u>692</u>	<u>569</u>	<u>657</u>	<u>644</u>	<u>574</u>	<u>506</u>
地方債	506	<u>761</u>	<u>608</u>	<u>447</u>	<u>576</u>	<u>571</u>	<u>553</u>	<u>367</u>
繰入金	15	<u>7</u>	<u>281</u>	<u>196</u>	<u>30</u>	<u>55</u>	<u>113</u>	<u>234</u>
使用料・手数料	112	<u>107</u>	<u>100</u>	<u>102</u>	<u>101</u>	<u>100</u>	<u>99</u>	<u>98</u>
諸収入・その他	293	<u>358</u>	<u>311</u>	<u>295</u>	<u>310</u>	<u>159</u>	<u>159</u>	<u>158</u>
歳入合計	4,615	<u>4,997</u>	<u>5,050</u>	<u>4,567</u>	<u>4,576</u>	<u>4,344</u>	<u>4,288</u>	<u>3,993</u>

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	<u>379</u>	<u>377</u>	<u>369</u>	<u>366</u>

地方交付税	<u>2,048</u>	<u>2,024</u>	<u>2,013</u>	<u>1,980</u>
地方譲与税等	<u>171</u>	<u>171</u>	<u>171</u>	<u>171</u>
国県支出金	<u>512</u>	<u>415</u>	<u>415</u>	<u>415</u>
地 方 債	<u>343</u>	<u>370</u>	<u>370</u>	<u>370</u>
繰 入 金	<u>301</u>	<u>297</u>	<u>364</u>	<u>307</u>
使用料・手数料	<u>97</u>	<u>96</u>	<u>95</u>	<u>94</u>
諸収入・その他	<u>159</u>	<u>158</u>	<u>158</u>	<u>158</u>
歳 入 合 計	<u>4,010</u>	<u>3,908</u>	<u>3,955</u>	<u>3,861</u>

旧 P50

〈歳出〉

区 分	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
人 件 費	856	868	846	818	807	801	770	798
扶 助 費	190	208	222	227	290	314	328	333
公 債 費	1,084	957	1,000	867	911	777	903	634
物 件 費	571	543	499	610	640	634	680	679
維持補修費	28	37	33	44	48	44	51	68
補 助 費 等	463	359	360	425	354	424	364	362
繰 出 金	636	650	848	805	627	617	603	597
普通建設事業費	422	909	876	955	840	655	424	348
積立金・その他	423	287	292	409	665	574	403	365
歳 出 合 計	4,673	4,818	4,976	5,160	5,182	4,840	4,526	4,184

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人 件 費	806	829	772	750	750	727	710
扶 助 費	363	325	327	329	330	332	334
公 債 費	585	513	499	519	581	637	670
物 件 費	704	909	710	710	710	710	710
維持補修費	69	55	56	57	58	59	60
補 助 費 等	344	366	366	367	487	487	488
繰 出 金	596	610	615	615	615	615	615
普通建設事業費	672	795	889	349	294	199	119
積立金・その他	267	604	425	369	261	215	214
歳 出 合 計	4,406	5,006	4,659	4,065	4,086	3,981	3,920

新 P50

〈歳出〉

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人 件 費	806	829	772	750	750	727	710
扶 助 費	363	325	327	329	330	332	334
公 債 費	585	513	499	519	581	637	670
物 件 費	704	909	710	710	710	710	710
維持補修費	69	55	56	57	58	59	60
補助費等	344	366	366	367	487	487	488
繰 出 金	596	610	615	615	615	615	615
普通建設事業費	672	795	889	349	294	199	119
積立金・その他	267	604	425	369	261	215	214
歳 出 合 計	4,406	5,006	4,659	4,065	4,086	3,981	3,920

区 分	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
人 件 費	806	<u>777</u>	<u>752</u>	<u>743</u>	<u>735</u>	<u>726</u>	<u>717</u>	<u>709</u>
扶 助 費	363	<u>362</u>	<u>382</u>	<u>366</u>	<u>332</u>	<u>334</u>	<u>355</u>	<u>357</u>
公 債 費	585	<u>513</u>	<u>719</u>	<u>641</u>	<u>530</u>	<u>550</u>	<u>561</u>	<u>546</u>
物 件 費	704	<u>728</u>	<u>818</u>	<u>703</u>	<u>914</u>	<u>851</u>	<u>842</u>	<u>833</u>
維持補修費	69	<u>50</u>	<u>64</u>	<u>49</u>	<u>44</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>46</u>
補助費等	344	<u>406</u>	<u>354</u>	<u>340</u>	<u>384</u>	<u>503</u>	<u>617</u>	<u>373</u>
繰 出 金	596	<u>604</u>	<u>552</u>	<u>522</u>	<u>552</u>	<u>559</u>	<u>576</u>	<u>579</u>
普通建設事業費	672	<u>736</u>	<u>733</u>	<u>611</u>	<u>788</u>	<u>723</u>	<u>520</u>	<u>396</u>
積立金・その他	267	<u>649</u>	<u>515</u>	<u>415</u>	<u>297</u>	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>154</u>
歳 出 合 計	4,406	<u>4,825</u>	<u>4,889</u>	<u>4,390</u>	<u>4,576</u>	<u>4,344</u>	<u>4,288</u>	<u>3,993</u>

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度
人 件 費	<u>701</u>	<u>693</u>	<u>685</u>	<u>678</u>
扶 助 費	<u>359</u>	<u>361</u>	<u>362</u>	<u>364</u>
公 債 費	<u>568</u>	<u>572</u>	<u>589</u>	<u>574</u>
物 件 費	<u>825</u>	<u>817</u>	<u>893</u>	<u>831</u>

維持補修費	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>49</u>	<u>50</u>
補助費等	<u>369</u>	<u>365</u>	<u>362</u>	<u>358</u>
繰出金	<u>583</u>	<u>599</u>	<u>562</u>	<u>554</u>
普通建設事業費	<u>404</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
積立金・その他	<u>154</u>	<u>153</u>	<u>153</u>	<u>152</u>
歳出合計	<u>4,010</u>	<u>3,908</u>	<u>3,955</u>	<u>3,861</u>